

## さいたま市告示第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市岩槻区大字表慈恩寺字西1522番、1523番

### 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

春日部市南2-4-30

南彩農業協同組合 代表理事組合長 菊池 義雄

### 3 許可番号

令和3年12月9日

第開 - N2021133号

### 4 検査済証番号

令和4年12月28日

第完 - N2021133号

## さいたま市告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字小深作字程島245番25、245番22  
(さいたま都市計画事業七里駅北側特定土地地区画整理事業区6-44号線内)
- (2) 指定の年月日 令和4年1月4日
- (3) 指定の番号 第北22-022号
- (4) 道路の幅員 4.02m
- (5) 道路の延長 15.24m

## さいたま市告示第3号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第46条第1項及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、第78条第1項第1号、第85条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号により告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) 介護老人保健施設エスポワール岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 541 番地 1
- イ 事業種別 訪問リハビリテーション
- ウ 申請者 医療法人社団明雄会
- エ 申請者住所 埼玉県所沢市下富 1270-9
- オ 代表者 理事長 高野 覚
- カ 指定番号 1156580183
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

#### (2) 介護老人保健施設エスポワール岩槻

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区大字表慈恩寺 541 番地 1
- イ 事業種別 介護予防訪問リハビリテーション
- ウ 申請者 医療法人社団明雄会
- エ 申請者住所 埼玉県所沢市下富 1270-9
- オ 代表者 理事長 高野 覚
- カ 指定番号 1156580183
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

#### (3) あんみつ訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町 2 丁目 622 番地 F・P クレストグランデ 206
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 合同会社イデアルジャパン
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 495 番地 2
- オ 代表者 代表社員 葛西 茉奈
- カ 指定番号 1166591747
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

#### (4) あんみつ訪問看護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町 2 丁目 622 番地 F・P クレストグランデ 206
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 合同会社イデアルジャパン
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市桜区大字五関 495 番地 2
- オ 代表者 代表社員 葛西 茉奈
- カ 指定番号 1166591747
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

(5) 大宮中央訪問看護ステーション樹林

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町 1 丁目 334 番地 2  
イ 事業種別 訪問看護  
ウ 申請者 医療法人へブロン会大宮中央総合病院  
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区東大成町 1 丁目 227 番地  
オ 代表者 理事長 四宮 敏彦  
カ 指定番号 1166591754  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(6) 大宮中央訪問看護ステーション樹林

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町 1 丁目 334 番地 2  
イ 事業種別 介護予防訪問看護  
ウ 申請者 医療法人へブロン会大宮中央総合病院  
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市北区東大成町 1 丁目 227 番地  
オ 代表者 理事長 四宮 敏彦  
カ 指定番号 1166591754  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(7) 短期入所生活介護 緑水苑指扇

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇 1570 番地 2  
イ 事業種別 短期入所生活介護  
ウ 申請者 社会福祉法人 五葉会  
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 2 丁目 1260 番地 トヤマビル 301 号  
オ 代表者 理事長 戸山 文洋  
カ 指定番号 1176512737  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(8) 短期入所生活介護 緑水苑指扇

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市西区大字指扇 1570 番地 2  
イ 事業種別 介護予防短期入所生活介護  
ウ 申請者 社会福祉法人 五葉会  
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大和田町 2 丁目 1260 番地 トヤマビル 301 号  
オ 代表者 理事長 戸山 文洋  
カ 指定番号 1176512737  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(9) アカンパニー

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市中央区下落合 7 丁目 6 番 10 号 平成ロイヤル 103 号室  
イ 事業種別 居宅介護支援  
ウ 申請者 t a k e m i 合同会社  
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区大原 1 丁目 8 番 2 号  
オ 代表者 代表社員 角田 朱実  
カ 指定番号 1176520169

キ 指定年月日 令和5年1月1日

(10) ななさと居宅介護支援事業所

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字新堤 112 番地 14

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 合同会社 Protea

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字新堤 112 番地 14

オ 代表者 代表社員 大石 和輝

カ 指定番号 1176520177

キ 指定年月日 令和5年1月1日

(11) ひかり訪問介護ステーション

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 339 番地 2 光ビル 4 階

イ 事業種別 訪問介護

ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社

エ 申請者住所 東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
13 階

オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔

カ 指定番号 1176520185

キ 指定年月日 令和5年1月1日

(12) ひかり福祉用具

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 339 番地 2 光ビル 4 階

イ 事業種別 福祉用具貸与

ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社

エ 申請者住所 東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
13 階

オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔

カ 指定番号 1176520185

キ 指定年月日 令和5年1月1日

(13) ひかり福祉用具

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 339 番地 2 光ビル 4 階

イ 事業種別 特定福祉用具販売

ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社

エ 申請者住所 東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
13 階

オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔

カ 指定番号 1176520185

キ 指定年月日 令和5年1月1日

(14) ひかり福祉用具

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 339 番地 2 光ビル 4 階

イ 事業種別 介護予防福祉用具貸与

ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社  
エ 申請者住所 東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
13 階  
オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔  
カ 指定番号 1176520185  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(15) ひかり福祉用具

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町 3 丁目 339 番地 2 光ビル 4 階  
イ 事業種別 特定介護予防福祉用具販売  
ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社  
エ 申請者住所 東京都中央区八重洲 1 丁目 3 番 7 号 八重洲ファーストフィナンシャルビル  
13 階  
オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔  
カ 指定番号 1176520185  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(16) オアシス 2 4 岩槻

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市岩槻区原町 12 番 15 号 イーストハイツ 103 号室  
イ 事業種別 居宅介護支援  
ウ 申請者 株式会社オアシス  
エ 申請者住所 埼玉県熊谷市新堀 346 番地 3  
オ 代表者 代表取締役 川合 登  
カ 指定番号 1176520193  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(17) ケアリッツ浦和美園

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市緑区大字下野田 69 番地 1 美園駅前コーポ 102  
イ 事業種別 訪問介護  
ウ 申請者 株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ  
エ 申請者住所 東京都新宿区新宿四丁目 1 番 6 号  
オ 代表者 代表取締役 宮本 剛宏  
カ 指定番号 1176520201  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

(18) ケアプランひさご

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区浅間町 1 丁目 172 番地 2  
イ 事業種別 居宅介護支援  
ウ 申請者 株式会社G o u r d  
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市大宮区浅間町 1 丁目 172 番地 2  
オ 代表者 代表取締役 金森 奈津子  
カ 指定番号 1176520219  
キ 指定年月日 令和 5 年 1 月 1 日

## 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

## さいたま市告示第4号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した施設・事業所

#### (1) 訪問介護ステーションケアビリティ

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目9番6号 加来ビル406号室
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社M a t e
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市浦和区仲町2丁目9番6号 加来ビル406号室
- オ 代表者 代表取締役 佐々木 裕基
- カ 指定番号 1176520078
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

#### (2) ひかり訪問介護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目339番地2 光ビル4階
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル13階
- オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔
- カ 指定番号 1176520185
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

#### (3) ひかり訪問介護ステーション

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区大成町3丁目339番地2 光ビル4階
- イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
- ウ 申請者 メディカルホットライン株式会社
- エ 申請者住所 東京都中央区八重洲1丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル13階
- オ 代表者 代表取締役 高橋 大輔
- カ 指定番号 1176520185
- キ 指定年月日 令和5年1月1日

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265



さいたま市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号、第85条第1項第2号及び第115条の10第1項第2号の規定により告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) TASKAL 訪問介護サービス

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 開設者 TASKAL株式会社
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
- オ 代表者 代表取締役 島村 秀
- カ 指定番号 1176519625
- キ 廃止年月日 令和4年12月8日

(2) TASKAL 訪問介護サービス

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 開設者 TASKAL株式会社
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
- オ 代表者 代表取締役 島村 秀
- カ 指定番号 1176519625
- キ 廃止年月日 令和4年12月8日

(3) TASKAL 訪問介護サービス

- ア 住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
- イ 事業種別 家事支援型訪問サービス
- ウ 開設者 TASKAL株式会社
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市北区宮原町4丁目38番地8
- オ 代表者 代表取締役 島村 秀
- カ 指定番号 1176519625
- キ 廃止年月日 令和4年12月8日

(4) ハピネスケア株式会社 デイサービスセンター ゆうゆの郷 見沼

- ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川907番地
- イ 事業種別 地域密着型通所介護
- ウ 開設者 ハピネスケア株式会社
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野57番地
- オ 代表者 代表取締役 池田 佳代
- カ 指定番号 1176503793
- キ 廃止年月日 令和4年12月11日

(5) ハピネスケア株式会社 デイサービスセンター ゆうゆの郷 見沼

ア 住所 埼玉県さいたま市見沼区大字中川 907 番地  
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス  
ウ 開設者 ハピネスケア株式会社  
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字南中野 57 番地  
オ 代表者 代表取締役 池田 佳代  
カ 指定番号 1176503793  
キ 廃止年月日 令和 4 年 12 月 11 日

(6) 訪問看護 誠凜

ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町 2 丁目 544 番地 1  
イ 事業種別 訪問看護  
ウ 開設者 株式会社ネプシス  
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎 1220 番地  
オ 代表者 代表取締役 関 義男  
カ 指定番号 1166591242  
キ 廃止年月日 令和 4 年 12 月 29 日

(7) 訪問看護 誠凜

ア 住所 埼玉県さいたま市北区日進町 2 丁目 544 番地 1  
イ 事業種別 介護予防訪問看護  
ウ 開設者 株式会社ネプシス  
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎 1220 番地  
オ 代表者 代表取締役 関 義男  
カ 指定番号 1166591242  
キ 廃止年月日 令和 4 年 12 月 29 日

(8) リハ倶楽部おあしす

ア 住所 埼玉県さいたま市北区吉野町 1 丁目 400 番地 10  
イ 事業種別 居宅介護支援  
ウ 開設者 株式会社ウィルケア  
エ 開設者住所 埼玉県さいたま市北区吉野町 1 丁目 400 番地 10  
オ 代表者 代表取締役 関 義男  
カ 指定番号 1176515466  
キ 廃止年月日 令和 4 年 12 月 31 日

(9) ヒューマンライフケア南与野の湯

ア 住所 埼玉県さいたま市中央区鈴谷 2 丁目 549 番地 24  
イ 事業種別 家事支援型訪問サービス  
ウ 開設者 ヒューマンライフケア株式会社  
エ 開設者住所 東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番 25 号  
オ 代表者 代表取締役 瀬戸口 信也  
カ 指定番号 1176508404  
キ 廃止年月日 令和 4 年 12 月 31 日

(10) authorize.Ltd

- ア 住所 埼玉県さいたま市桜区大字下大久保 775 番地 1 アーバンハイツ L101
- イ 事業種別 居宅介護支援
- ウ 開設者 合同会社ケアマネジメント事務所
- エ 開設者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 2 丁目 3 番地 大宮マルイ 7 階
- オ 代表者 代表社員 増田 秋月
- カ 指定番号 1176514253
- キ 廃止年月日 令和 4 年 12 月 31 日

(11) まきば園ホームヘルパーステーション

- ア 住所 埼玉県行田市白川戸 275
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 開設者 社会福祉法人隼人会
- エ 開設者住所 埼玉県行田市白川戸 275
- オ 代表者 理事長 根岸 節子
- カ 指定番号 1173700186
- キ 廃止年月日 令和 2 年 3 月 31 日

(12) まきば園デイサービスセンター

- ア 住所 埼玉県行田市白川戸 275
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 開設者 社会福祉法人隼人会
- エ 開設者住所 埼玉県行田市白川戸 275
- オ 代表者 理事長 根岸 節子
- カ 指定番号 1173700178
- キ 廃止年月日 令和 2 年 3 月 31 日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

## さいたま市告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区松本二丁目271番5、271番14、271番17
- (2) 廃止の年月日 令和5年1月4日
- (3) 廃止の番号 第南廃22-004号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 49.80m

## さいたま市告示第7号

さいたま市下水道条例（平成13年さいたま市条例第270号）第8条に規定する下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定したため、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成13年さいたま市条例第272号）第17条の規定により告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した下水道排水設備指定工事店

次の表のとおり

指定番号	名称	営業所の所在地	氏名又は代表者名
第963号	株式会社Fine	川口市芝宮根町11番2号	茂木 義行

### 2 指定基準

- 責任技術者が1人以上専属していること。
- 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- 埼玉県内に営業所があること。
- 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（以下「指定工事店条例」という。）第15条第1項の規定により責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - 指定工事店条例第6条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
  - その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  - 工事業者（法人にあつては代表者）が、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - 法人で、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 指定業務

排水設備等の新設等の工事

### 4 指定有効期間 令和5年1月4日から令和6年3月31日まで

### 5 連絡先

- 担当 さいたま市役所建設局下水道部下水道維持管理課 排水指導係
- 電話 048（829）1559

## さいたま市告示第8号

さいたま市みどりの条例（平成13年さいたま市条例第248号）第16条において準用する第8条の規定に基づき、次の指定緑地を解除したので告示する。

令和5年1月4日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 名 称 保存緑地
- 2 指定年月日 令和2年4月1日
- 3 指定期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定番号、所在地、指定面積、区域面積、図面 別添のとおり

さいたま市保存緑地指定(解除)地区一覧

	指定番号	所在地	指定面積(m <sup>2</sup> )	区域面積(m <sup>2</sup> )
1	448	北区日進町2丁目1675番	449.00	2446.00
		北区日進町2丁目1677番	704.00	
		北区日進町2丁目1678番	710.00	
		北区日進町2丁目1679番1	583.00	



指定番号 448  
 所在地 北区日進町2丁目1675番他3筆  
 面積 2446㎡



## さいたま市告示第9号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和5年1月5日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

差押調書（謄本）

### 2 送達を受ける者の氏名・名称

（省略）

### 3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課

(2) 電話 048（646）3081

## さいたま市告示第10号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年1月5日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 組合の名称

さいたま市内谷・会ノ谷特定土地区画整理組合

### 2 事業施行期間

平成7年11月28日から令和7年3月31日まで

### 3 施行地区

さいたま市緑区大字大間木字内谷、字会ノ谷の各一部

### 4 事務所の所在地

さいたま市中央区下落合2丁目18番6号

### 5 設立認可の年月日

平成7年11月28日

### 6 公告の方法

第69条中「さいたま市の掲示場及び理事長の指定する場所」を「事務所の掲示場及びさいたま市役所の掲示場」に変更する。

### 7 変更認可の年月日

令和5年1月5日

さいたま市告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年1月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区大成町四丁目651番、652番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

（省略）

3 許可番号

令和4年 3月 9日

第開-N2021178号

4 検査済証番号

令和5年 1月 4日

第完-N2021178号

## さいたま市告示第12号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類は、南部市税事務所個人課税課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和5年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

令和4年度市民税・県民税納税通知書

### 2 送達を受ける者の氏名

別紙のとおり（別紙省略）

### 3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市南部市税事務所個人課税課普通徴収第1係

(2) 電話 048（829）1386

## さいたま市告示第13号

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和5年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり（別紙省略） 18件

### 2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり（別紙省略） 66件

### 3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり（別紙省略） 8件

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

## さいたま市告示第14号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条に規定する公示送達を次のとおり指定したので、同法第20条の2及び同条例第7条により告示する。

令和5年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達する書類

令和4年度 市民税・県民税納税通知書

令和3年度 市民税・県民税納税通知書

### 2 指定した送達を受けるべき者

別紙のとおり（別紙省略）

### 3 その他

さいたま市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

なお、地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所個人課税課

(2) 電話 048（646）3102

さいたま市告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和5年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 浦和駅西口南高砂地区第一種市街地再開発ビル  
所在地 さいたま市浦和区高砂一丁目1000番 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 浦和駅西口南高砂地区市街地再開発組合  
代表者氏名 理事長 染谷 幸一  
住所 さいたま市浦和区高砂二丁目1番16号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 未定  
代表者氏名 未定  
住所 未定

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月1日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,575 m<sup>2</sup>

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗地下2階 駐車場	151台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
店舗外構 駐輪場①	46台
店舗外構 駐輪場②	20台
店舗地下1階 駐輪場③	556台
合計	622台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
店舗地下1階 荷さばき施設	212.616 m <sup>2</sup>

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
----	----

店舗西側 廃棄物保管施設	32.48㎡
--------------	--------

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前7時00分～午後11時00分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分～午後11時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区 分	出入口の数
店舗南側 出入口	1箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗地下1階 荷さばき施設	午前0時00分～翌午前0時00分

2 届出年月日

令和4年12月23日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和5年1月6日から令和5年5月8日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所 区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和5年1月6日から令和5年5月8日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944



## さいたま市告示第16号

さいたま市動物愛護ふれあいセンター外1施設で使用する電気について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年1月6日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

さいたま市動物愛護ふれあいセンター外1施設で使用する電気 273, 130キロワット時

#### (2) 需要場所

仕様書のとおり

#### (3) 業務概要

仕様書のとおり

#### (4) 需給期間

仕様書のとおり

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）の種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者、電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者又は小売電気事業者の電力を媒介、代理、取次をする者であること。

(5) 1(2)の需要場所に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

ア さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンタ

ー

担当 横幕 電話 048(840)4150

イ サイトホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p094309.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和5年1月20日(金)まで(3(1)アにおいては、日曜日、月曜日、1月10日(火)を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年1月20日(金)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒338-0812 さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日

令和5年1月26日(木)午前9時から午後4時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができな

い。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

令和5年2月6日（月）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

#### イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年2月8日（水）午前10時30分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館3階第2会議室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除する。

### (5) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年2月8日（水）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

7(3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局保健部健康増進課

電話 048(829)1293 FAX 048(829)1967

### (9) 業務を担当する課

さいたま市桜区大字神田950-1 さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター

電話 048(840)4150 FAX 048(840)4159

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第18号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条第1項の規定により、行旅死亡人を次の通り取り扱ったので、同法第9条の規定により告示する。

令和5年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 氏名 不詳
- 2 性別 男性
- 3 生年月日 不詳
- 4 本籍 不詳
- 5 住居 不詳
- 6 人相・特徴
  - (1) 年齢 60歳前後からそれ以上
  - (2) 身長 155センチメートルから168センチメートル
  - (3) 着衣 装着なし
  - (4) 所持品 現金27円、財布1個、携帯電話2台、分断されたカード12片、会員カード1枚、バスカード1枚、アドレス帳1冊、携帯音楽プレーヤー1台
- 7 発見日時 令和4年9月9日 午前11時40分頃
- 8 死亡日時 令和4年6月推定
- 9 死亡場所 埼玉県さいたま市見沼区大字見山232番地 北側河川敷推定
- 10 死因 不詳
- 11 遺体の処置 令和4年11月14日に火葬し、遺骨は思い出の里市営霊園にて納骨
- 12 連絡先
  - (1) 担当 さいたま市見沼区役所健康福祉部福祉課
  - (2) 電話 048（681）6054

## さいたま市告示第19号

さいたま市オンライン資格確認用統合専用端末賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき告示する。

令和5年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市オンライン資格確認用統合専用端末賃貸借

#### (2) 借入場所

さいたま市西区西大宮3-4-2外

#### (3) 数量・特質等

仕様書のとおり

#### (4) 借入期間

令和5年5月1日から令和10年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録され、かつ、引き続き同営業種目で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 過去2年の間に、国又は地方公共団体との間において、OA機器リース等の賃貸借の契約実績を2回以上有する者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課  
担当 保護係 電話 048(829)1845

#### (2) 交付期間

告示の日から令和5年1月30日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

(4) 交付方法

CD-ROM

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

全て郵送とする。

(2) 交付日時

令和5年2月3日（金）までに交付するものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月8日（水）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-21 ときわ会館5階小ホール

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月8日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課  
電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課  
電話 048(829)1845 FAX 048(829)1961

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部生活福祉課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。



## さいたま市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市桜区栄和四丁目753番1、754番1、757番1、757番2、759番、761番1、761番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
（省略）
- 3 許可番号  
令和3年11月24日  
第開-S2021047号
- 4 検査済証番号  
令和5年1月6日  
第完-S2021047号

## さいたま市告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和5年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区日進町一丁目727番1
- (2) 指定の年月日 令和5年1月10日
- (3) 指定の番号 第北22-023号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 34.95m

## さいたま市告示第22号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和5年1月10日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類  
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第23号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和5年1月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称  
（省略）
- 2 特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所の名称及び所在地
  - (1) 名称  
SA 和 YAKA 園
  - (2) 所在地  
（省略）
- 3 確認の年月日  
令和4年12月1日
- 4 子ども・子育て支援施設等の種類  
認可外保育施設

**さいたま市告示第24号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和5年1月11日

さいたま市長 清水 勇 人

## さいたま市告示第25号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市岩槻区本町6丁目1番2号
- (2) 名 称 さいたま市にぎわい交流館いわつき

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 大宮区桜木町1丁目7番地5ソニックシティビル8階  
さいたま商工会議所内
- (2) 名 称 さいたま市にぎわい交流館いわつき管理・運営共同事業体
- (3) 代表者 さいたま商工会議所 会頭 池田 一義

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

## さいたま市告示第26号

「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更を行ったので、同法第13条第4項で準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告するとともに、同条第2項の規定により当該計画書を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月11日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の縦覧場所  
さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の縦覧期間  
令和5年1月11日以降常時備え置いてあります。
- 3 連絡先  
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課  
電話 048（829）1377

## さいたま市告示第27号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月11日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- |         |       |
|---------|-------|
| (1) はり札 | 308 枚 |
| (2) 立看板 | 3 枚   |

### 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

### 3 保管場所

さいたま市緑区宮本2丁目16番地3

### 4 連絡先

- |        |                                    |
|--------|------------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市役所都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 048（840）6178                       |



広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和5年1月11日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	浦和区	はり札	8	令和4年12月2日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月2日	17時00分	
2	緑区	はり札	47	令和4年12月2日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月2日	17時00分	
3	南区	はり札	7	令和4年12月5日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月5日	17時00分	
4	浦和区	はり札	37	令和4年12月6日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月6日	17時00分	
5	浦和区	立看板	3	令和4年12月8日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月8日	17時00分	
6	浦和区	はり札	1	令和4年12月8日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月8日	17時00分	
7	南区	はり札	42	令和4年12月9日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月9日	17時00分	
8	桜区	はり札	44	令和4年12月13日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月13日	17時00分	
9	浦和区	はり札	41	令和4年12月16日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月16日	17時00分	
10	中央区	はり札	41	令和4年12月20日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月20日	17時00分	
11	南区	はり札	8	令和4年12月20日	8時30分 から 17時00分	令和4年12月20日	17時00分	
12	浦和区	はり札	11	令和4年12月21日	10時30分 から 11時30分	令和4年12月21日	11時30分	
13	南区	はり札	21	令和4年12月21日	10時30分 から 11時30分	令和4年12月21日	11時30分	
14								
15	計	はり札	308					
16		立看板	3					

**さいたま市告示第28号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
さいたま市岩槻区大字箕輪字東64番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
(省略)
- 3 許可番号  
令和4年3月18日  
第開-N2021179号
- 4 検査済証番号  
令和5年1月11日  
第完-N2021179号

## さいたま市告示第29号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市見沼区大字蓮沼字山崎1212番4地先  
(1092番2、1126番1、1212番5の各一部)
- (2) 廃止の年月日 令和 5年 1月12日
- (3) 道路の幅員 4.00m
- (4) 道路の延長 20.39m

## さいたま市告示第30号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市北区宮原町1丁目852-1
- (2) 名 称 さいたま市地域中核施設プラザノース

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都港区芝3丁目23番1号
- (2) 名 称 J&I 共同事業体
- (3) 代表者 株式会社 JTB コミュニケーションデザイン  
代表取締役 古野浩樹

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局文化部文化振興課文化施設係
- (2) 電話 048(829)1227

### さいたま市告示第31号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和5年1月17日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
1月 11日	犬	大宮区天沼町	柴	メス	うす茶	3~6歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

## さいたま市告示第32号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市浦和区駒場2丁目5番6号
- (2) 名 称 さいたま市浦和駒場体育館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号
- (2) 名 称 さいたまスポーツ振興まちづくりパートナーズ
- (3) 代表者 コナミスポーツ株式会社  
代表取締役社長 室田 健志

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
- (2) 電話 048(829)1729
- (3) FAX 048(829)1996

## さいたま市告示第33号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市見沼区大和田町1丁目305番地
- (2) 名 称 さいたま市大宮体育館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
- (2) 名 称 さいたまスポーツアソシエイトJ V
- (3) 代表者 シンコーススポーツ株式会社  
代表取締役 石崎 健太

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
- (2) 電話 048(829)1729
- (3) FAX 048(829)1996

## さいたま市告示第34号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市中央区下落合5丁目8番10号
- (2) 名 称 さいたま市与野体育館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目10番1号
- (2) 名 称 さいたまスポーツのまち創造共同体
- (3) 代表者 株式会社ダンロップスポーツウェルネス  
代表取締役社長 田畑 晃

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
- (2) 電話 048(829)1729
- (3) FAX 048(829)1996



## さいたま市告示第35号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市桜区大字下大久保1676番地1
- (2) 名 称 さいたま市浦和西体育館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市大宮区下町1丁目51番地
- (2) 名 称 埼玉シミズ・レッズランド共同事業体
- (3) 代表者 株式会社埼玉シミズ  
代表取締役 清水 太郎

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
- (2) 電話 048(829)1729
- (3) FAX 048(829)1996

## さいたま市告示第36号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市桜区道場4丁目3番1号
- (2) 名 称 さいたま市記念総合体育館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都品川区東品川4丁目10番1号
- (2) 名 称 スポーツのまち さいたまパートナーズ
- (3) 代表者 コナミスポーツ株式会社  
代表取締役社長 室田 健志

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
- (2) 電話 048(829)1729
- (3) FAX 048(829)1996

## さいたま市告示第37号

公の施設の指定管理者を、さいたま市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定する。

令和5年1月12日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

- (1) 所在地 さいたま市見沼区堀崎町12番地36
- (2) 名 称 さいたま市大宮武道館

### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号
- (2) 名 称 サイオー・さいたまスポーツコミッション共同事業体
- (3) 代表者 株式会社サイオー  
代表取締役 橋本 一憲

### 3 指定する期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所スポーツ文化局スポーツ部スポーツ振興課スポーツ施設係
- (2) 電話 048(829)1729
- (3) FAX 048(829)1996

## さいたま市告示第38号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

### 2 保管開始年月日

令和5年1月6日

### 3 保管場所及び放置箇所

#### (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

#### (2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

#### (3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

#### (4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

### 4 保管自転車

別紙のとおり

### 5 保管台数

計102台

### 6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/12/19	武蔵浦和駅	武蔵野E-80992	4H279817		
2022/12/19	武蔵浦和駅	埼玉県警20-204102830	A20AG15623		
2022/12/20	南浦和駅東口	埼玉県警05-5018485	5M12855		
2022/12/22	南浦和駅東口	埼玉県警09-9300587	C18PF487		
2022/12/23	東浦和駅	目白B39184	19A9649		
2022/12/23	東浦和駅	埼玉県警19-194007477	T31TF322		
2022/12/23	西浦和駅	埼玉県警14-4491395	S3I27005		
2022/12/26	南浦和駅東口	埼玉県警11-1249294	S0K92744		
2022/12/26	南浦和駅西口	埼玉県警19-193293069	GC8L01246		
2022/12/26	武蔵浦和駅	埼玉県警19-191622383	K88015805		
2022/12/26	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7431702	VF17F00870		
2022/12/26	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5520806	K8G02078		
2022/12/26	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8013547	A17AK13978		
2023/01/05	南浦和駅西口	埼玉県警14-4339882	A14AE11649		
2023/01/05	武蔵浦和駅	埼玉県警17-7122956	FN6B04503		
2023/01/05	武蔵浦和駅	茨城県警察B688584	4NC4847		
2023/01/05	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8169974	A17AL91685		
2023/01/05	武蔵浦和駅	埼玉県警19-193885217	TBANG846		
2023/01/05	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8543863	S1808043		
2023/01/05	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8073206	S9601182		
2023/01/06	武蔵浦和駅	栃木県警34-50000	F191172479		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/12/19	大宮駅東口	埼玉県警13-3218920	B2F85805		
2022/12/19	大宮駅西口	不明	HJ22F05145		
2022/12/19	大宮駅西口	埼玉県警19-193947905	STH020774		
2022/12/19	新都心駅東口	埼玉県警22-224019092	T9EAG877		
2022/12/20	土呂駅東口	静岡県警809567	RS31747		
2022/12/20	土呂駅東口	埼玉県警18-8498850	H8H44771		
2022/12/20	指扇駅	不明	Y20904309		
2022/12/20	新都心駅東口	原宿95817	WBK5044851		
2022/12/22	大宮駅東口	埼玉県警21-211044888	YP171201063		
2022/12/22	大宮駅西口	葛西K-92828	HS2A02232		
2022/12/22	大宮駅西口	新潟県警53-004672	B6X59835		
2022/12/22	宮原駅西口	神奈川県警22-0144322	A20AD25898		
2022/12/22	宮原駅西口	埼玉県警20-202751164	SVUA07986		
2022/12/22	東大宮駅東口	埼玉県警21-212154237	SB015730		
2022/12/23	大宮駅東口	埼玉県警21-214604736	STSJF00898		
2022/12/23	大宮駅東口	埼玉県警21-212087211	LND31765		
2022/12/23	宮原駅西口	成城I-35493	GG0H52289		
2022/12/23	日進駅	埼玉県警0?-5531215	K5X13023		
2022/12/23	七里駅	不明	LZ9L02476		
2022/12/26	大宮駅西口	埼玉県警16-6321795	ST0JJ05923		
2022/12/26	東大宮駅東口	埼玉県警20-203669631	SUE002945		
2022/12/26	東大宮駅東口	埼玉県警22-221354036	V211009668		
2022/12/26	東大宮駅東口	埼玉県警18-8263891	K38039915		
2022/12/26	東大宮駅東口	埼玉県警16-6291831	SY9J0087		
2022/12/27	大宮駅東口	埼玉県警22-224185936	SUC328643		
2022/12/27	大宮駅西口	埼玉県警21-212898805	V210711215		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/12/27	東大宮駅西口	牛込A-16416	95D0573		
2023/01/05	大宮駅東口	埼玉県警18-8476881	F50411352		
2023/01/05	大宮駅東口	群馬県警30788166	LY18100258		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警19-194238630	GG9G51861		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警22-223293743	SWF007973		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警19-193016448	F190583302		
2023/01/05	大宮駅西口	不明	ASD21030100		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警11-1534153	CB6FD348		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警22-221663926	JMH201206461		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警20-203149336	ASY1914916		
2023/01/05	大宮駅西口	埼玉県警22-220028089	C8GD3665		
2023/01/05	東大宮駅西口	埼玉県警09-9098605	S8K51812		
2023/01/06	大宮駅東口	埼玉県警22-224375379	A22AJ25877		
2023/01/06	大宮駅西口	埼玉県警18-8287513	SSE349925		
2023/01/06	大宮駅西口	不明	F201H63016		
2023/01/06	大宮駅西口	埼玉県警17-7417890	LY17F01075		
2023/01/06	大宮駅西口	埼玉県警17-7290775	A17AB70159		

# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/12/19	浦和駅西口	埼玉県警22-221699904	STUHF06853		
2022/12/19	浦和駅西口	埼玉県警18-8523345	H7J37773		
2022/12/19	北浦和駅東口	埼玉県警17-7453177	P70P04444		
2022/12/20	北浦和駅東口	埼玉県警22-221962443	HS2B07417		
2022/12/22	北浦和駅西口	埼玉県警21-210208577	5X02762		
2022/12/22	与野駅東口	調布I-68451	081835102		
2022/12/23	浦和駅東口	埼玉県警18-8323635	T33BG082		
2022/12/23	浦和駅東口	埼玉県警15-5075288	B4X19729		
2022/12/23	浦和駅西口	埼玉県警21-212233919	K3GK16037		
2022/12/23	浦和駅西口	埼玉県警22-223984231	9X01891		
2022/12/23	北浦和駅東口	埼玉県警21-210225951	A20AK00967		
2022/12/23	北浦和駅西口	埼玉県警16-6256364	JH6A07080		
2022/12/23	南与野駅	埼玉県警22-222494214	SWG324166		
2022/12/26	浦和駅東口	埼玉県警13-3403929	S3B27326		
2022/12/26	北浦和駅西口	中原24-0353355	A15AG44021		
2022/12/26	北浦和駅西口	埼玉県警18-8245945	SVSCO1650		
2022/12/27	浦和駅東口	埼玉県警10-0002408	S9I31102		
2022/12/27	浦和駅西口	上野G-20928	U110Y06233		
2022/12/27	浦和駅西口	埼玉県警19-193297366	A19AF23801		
2022/12/27	北浦和駅西口	埼玉県警22-220098893	STUJF17873		
2023/01/05	北浦和駅東口	不明	SKB06796		
2023/01/05	北浦和駅東口	埼玉県警21-215088235	SJC77887		
2023/01/05	北浦和駅東口	埼玉県警19-192300100	G3EC9790		
2023/01/05	北浦和駅東口	埼玉県警21-211625686	LJ09027093		
2023/01/05	与野駅東口	埼玉県警066120076	K5X014372		
2023/01/06	浦和駅西口	埼玉県警21-214173298	B0K63381		



# 保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2023/01/06	浦和駅西口	埼玉県警15-5587244	A13AE60196		
2023/01/06	北浦和駅西口	埼玉県警22-223985262	GG2G26158		
2023/01/06	北浦和駅西口	埼玉県警18-8223000	H708124404		
2023/01/06	北浦和駅西口	不明	HG6TJ07143		

# 保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2022/12/20	岩槻駅	埼玉県警17-7469970	S7I020212		
2022/12/23	岩槻駅	埼玉県警14-4472848	S0G354030		
2022/12/23	岩槻駅	埼玉県警17-7469903	F170179102		
2022/12/23	岩槻駅	埼玉県警08-8515261	SII12574		
2023/01/06	岩槻駅	不明	A17AE10177		
2023/01/06	岩槻駅	埼玉県警18-8229732	SSC095772		

合計: 100台

### 保管告示台帳（原動機付自転車）

No	撤去日	撤去場所	登録番号	車種	色	保管場所	車体番号
1	R4.12.23	南浦和駅	蕨市	スズキ	黒	吉野原保管所	CA1PA
			え8002	レッツ2			262584
2	R4.12.23	南浦和駅	ひたちなか市	スズキ	黒	吉野原保管所	CA45A
			け5571	レッツ4			156530

## さいたま市告示第39号

さいたま市東部環境センターの余剰電力の売却について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名及び数量

さいたま市東部環境センターの余剰電力の売却 3,986,915キロワット時

#### (2) 供給場所

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市東部環境センター

#### (3) 業務概要

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (4) 需給期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「その他」内の営業種目「電気」で掲載され、かつ、引き続き同営業種目で令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格審査の申請をしている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）施行後の電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は電気事業法附則第2条第1項により同法第2条の2の登録を受けたものとみなされる者であること。

(7) 1(2)の供給場所からの発電量に対し、安定的に購入可能な者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター  
担当 施設係 電話 048(684)3802

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/002/p057550.html>

(2) 交付期間

令和5年1月20日(金)から令和5年2月10日(金)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年2月10日(金)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒337-0021 さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和5年2月17日(金)午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

## 6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

## 7 入札手続等

### (1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

#### ア 受領期限

令和5年3月2日（木）必着。書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

#### イ 送付先

4(5)イに同じ

### (3) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年3月6日（月）午後1時45分

#### イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所地下1階第1会議室

### (4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

### (5) 開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年3月6日（月）入札終了後、直ちに行う。

#### イ 場所

7(3)イに同じ

### (6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格を超え最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

### (7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

### (8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市環境局施設部環境施設管理課

電話 048(829)1342 FAX 048(829)1991

(9) 業務を担当する課

さいたま市見沼区大字膝子626-1 さいたま市環境局施設部東部環境センター

電話 048(684)3802 FAX 048(686)0466

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札価格の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市環境局施設部東部環境センター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第40号

さいたま市見沼グリーンセンタープレハブ冷蔵庫賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

さいたま市見沼グリーンセンタープレハブ冷蔵庫賃貸借契約

#### (2) 履行場所

さいたま市北区見沼2丁目94番地（展示温室内）

#### (3) 業務概要

入札説明書のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和9年3月12日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「一般機器」内の営業種目「冷凍機・空調機」又は種目「レンタル・リース」内の営業種目「レンタル・リースその他」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

#### (1) 交付場所

さいたま市北区見沼2丁目94番地 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター  
担当 園芸係 電話 048(664)5915



(2) 交付期間

告示の日から令和5年1月27日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年1月31日（火）午前9時から午後5時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者は、令和5年2月1日（水）までにさいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンターに入札参加資格の有無の再確認を求められることができる。

7 入札手続等

(1) 入札方法

月額で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和5年2月1日（水）書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒331-0803 さいたま市北区見沼2丁目94番地 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月2日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市北区見沼2丁目94番地 見沼グリーンセンター

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月2日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア さいたま市契約規則第13条に該当する入札

イ 到達期限までに到達しなかった入札書による入札

ウ 7(2)及び入札説明書に規定した方法によらずに送付された入札書による入札

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市北区見沼2丁目94番地 さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター  
電話 048(664)5915 FAX 048(651)0962

8 入札に関する注意事項

(1) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受け取った後であっても、入札を辞退することができる。入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出しなければならない。ただし、入札書等の到達後の入札辞退は認めないものとする。

(2) 独占禁止法関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(3) その他

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 一度提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

10 支払条件

暦月を単位として、請求に応じて支払うものとする。なお、詳細については落札者決定後、協議して決定する。

11 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市経済局農業政策部見沼グリーンセンター及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/004/001/003/001/p000088.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第41号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第43号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第45号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 辞退の届出のあった医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305



## さいたま市告示第46号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の変更の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 変更の届出のあった医師

- ・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第47号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第48号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を担当する者として指定を受けていた指定自立支援医療機関の開設者から、次のとおり同法第65条の規定による辞退の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 辞退した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づき、指定医療機関（育成医療・更生医療）の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

**さいたま市告示第50号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当させる機関として次のものを指定したので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 指定した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第52号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

## さいたま市告示第53号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療、更生医療）を担当する指定医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 更新した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

### 2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305



## さいたま市告示第54号

リハビリテーション機器 その2の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

リハビリテーション機器 その2

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和5年3月31日

### 2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 令和2年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

### 3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課

担当 調達係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和5年1月27日(金)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和5年2月2日(木)午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月7日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院3階会議室1

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年2月7日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課  
電話 048（873）4274 FAX 048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

## さいたま市告示第55号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書

### 2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

### 3 期間

令和5年1月13日から令和5年1月19日まで

### 4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

## さいたま市告示第56号

高齢者の医療の確保に関する法律第112条の規定により、次の書類を公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市保健福祉局福祉部年金医療課に保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和5年1月13日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 送達をする書類

令和4年度 後期高齢者医療保険料督促状

### 2 送達を受ける者の住所・氏名

別紙のとおり（別紙省略）

### 3 期間

令和5年1月13日から令和5年1月19日まで

### 4 その他

高齢者の医療の確保に関する法律第112条で準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

### 5 連絡先

(1) 担当 さいたま市保健福祉局福祉部年金医療課高齢者医療係

(2) 電話 048（829）1278

## さいたま市告示第57号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇 人

### 1 都市計画の種類、名称及び区域

#### (1) 種類

区域区分

#### (2) 名称及び区域

名称 さいたま都市計画区域区分

区域 さいたま市全域

### 2 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課

## さいたま市告示第58号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更したため、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年1月13日

さいたま市

上記代表者 さいたま市長 清水 勇 人

### 1 都市計画の種類、名称及び区域

#### (1) 種類

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

#### (2) 名称及び区域

名称 さいたま都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

区域 さいたま市全域

### 2 都市計画の縦覧場所

さいたま市都市局都市計画部都市計画課